

都市計画を変更しようとする理由

熊本都市計画区域は、熊本都市計画区域マスタープランにおいて、産業、経済、教育、文化、広域行政等の高次都市機能を集積するとともに、広域交通拠点とする地域として拠点性を高め、九州各都市圏、日本全国、東アジアと連携した都市づくりを進めていくこととしている。

この中で中九州横断道路は、九州縦貫自動車道と同様に、本区域と周辺都市・他区域と連絡し、中核拠点都市圏の骨格を形成する「広域交通骨格道路」と位置付けられておりセミコンテクノパークなどの工業生産拠点の拠点形成に資する主要な道路として、整備を推進することとしている。

併せて、第2次熊本市都市マスタープランにおいても、九州中央の地理的優位性や、大規模自然災害時の救援・救護、災害復旧等の都市間連絡を強化するため、都市圏の骨格となる2環状11放射道路網とそれらを連絡する都市内道路網の形成を促進することとしており、中九州横断道路を11放射道路網の一部に位置付けている。

これらを踏まえ、九州における拠点性の向上を図り、他都市圏と連携した都市づくりを進める観点から、中心市街地等の拠点性の向上並びに工業生産拠点への速達性向上による産業の活性化、信頼性の高い緊急輸送路の確保、観光振興の促進、渋滞緩和による生活環境の改善を目的として、熊本都市計画道路1・4・7号中九州横断道路熊本環状連絡線について、令和6年2月に都市計画決定を行った。

そのような中、現在、国土交通省にて中九州横断道路の整備を進めているものの、TSMC進出に伴う半導体関連企業の集積・開発の加速化により、周辺交通の渋滞が深刻化している状況にある。

そこで、整備をさらに加速させ、交通分散による定時性・速達性確保等の効果を最大限発現させるため、有料道路事業の導入を目的に、料金所等の施設配置に必要なエリアを、今回新たに都市計画道路の区域に追加するものである。

なお、今回の変更は、熊本都市計画道路1・4・7号中九州横断道路熊本環状連絡線のうち、熊本市域分を熊本市で定めるものである。